

○菊陽町役場庁舎等整備検討委員会設置要綱

令和6年2月8日

菊陽町告示第10号

改正 令和6年4月1日菊陽町告示第48号

(設置目的)

第1条 菊陽町役場庁舎等の整備に係る計画等の策定に当たり、整備内容等を審議するため、菊陽町役場庁舎等整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務事項について審議を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 施設の整備方針に関すること。
- (2) 施設の規模に関すること。
- (3) 施設の機能に関すること。
- (4) その他菊陽町役場庁舎等の整備に当たり必要であると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 菊陽町議会代表者
- (3) 町内団体等の代表者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、その委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員の交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市整備部施設整備課及び総務部財政課において処理する。

(費用弁償等)

第 8 条 委員の費用弁償及び報償費は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 36 年菊陽町条例第 35 号) 及び菊陽町講師等謝礼金支払基準を定める訓令 (平成 24 年菊陽町訓令甲第 6 号) の例により支給する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日告示第 48 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。